５　収用委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、その委員又はその事務を整理する職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物等その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。
６　（略）
（略）

（略）

別記様式第十二（第五十一条関係）

（略）

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋）
第十三条
６・７　（略）
第三十六条　都道府県知事は、この款の規定の施行に必要な限度において、その職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物等その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。
２　（略）
（略）

（略）

別記様式第十三（第五十三条関係）

表

第　　号

身　分　証　明　書

住　　所
職名及び氏名

上記の者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第41条第１項の規定により、所有者不明土地の管理の適正化のための措置に係る管理不全所有者不明土地又は管理不全隣接土地への立入調査をすることができる者であることを証する。

年　　月　　日

市町村長　　印

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋）
第十三条
６　前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

５　収用委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、その委員又はその事務を整理する職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。
６　（略）
（略）

（略）

別記様式第十二（第五十一条関係）

（略）

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋）
第十三条
６・７　（略）
第三十六条　都道府県知事は、この款の規定の施行に必要な限度において、その職員に、裁定申請に係る特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある簡易建築物その他の工作物に立ち入り、その状況を調査させることができる。
２　（略）
（略）

（略）

（新設）